

2018年1月29日

広告等の表示及び景品類の提供に関する留意事項

日本ブロックチェーン協会

会員各社が仮想通貨交換業に関する取引(仮想通貨に関連するレバレッジ取引を含み以下「仮想通貨交換取引等」という。)に関する広告(類似する行為を含み以下「広告等」という。)を行なう際には、以下のような点に留意して行なうことを求める。

1 広告等をするときは、次の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしないよう留意すること。

- (1) 仮想通貨交換取引等を行うことによる利益の見込み
- (2) 仮想通貨交換取引等に係る契約の解除に関する事項
- (3) 仮想通貨交換取引等に係る契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- (4) 仮想通貨交換取引等に係る契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- (5) 会員の資力又は信用に関する事項
- (6) 会員の仮想通貨交換取引等の実績に関する事項
- (7) 仮想通貨交換取引等に関して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

2 会員は、次の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行なわないよう留意すること。

- (1) 取引の信義則に反するもの
- (2) 会員の品位を損なうもの
- (3) 法令等(法令、監督指針、自主規制機関の定める規則等を含む。以下同じ。)に違反する表示のあるもの
- (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの(仮想通貨交換取引等に関する課税を不正に免れる表示を含む)
- (5) 利用者の判断を誤らせる表示のあるもの
- (6) 仮想通貨交換取引等の公正な競争を妨げるもの
- (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じさせるもの

3 会員はアフィリエイト広告を行う際には、不適切な広告等がなされないよう、例えば、以下のような点に留意すること。

- (1) サンプリング等により定期的に会員のバナー広告等を貼付するウェブサイトの内容(以下「コンテンツ」という。)について、会員が作成する広告等と同等の審査を実施すること

(2) コンテンツの審査にあたり、会員の審査基準に照らし不適正と判断される内容については、アフィリエイトに対して不適正な内容の修正又は削除を求め、その後、改善がなされない場合には当該アフィリエイトとの契約を解除すること。

4 会員は、利用者に対して景品類の提供を行うときは、品位の保持を図るとともに、その適正な提供を図るものとし、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行わないこと。

なお、当団体では、今後、会員各社と協議の上、広告等及び景品等の提供に関する自主規制を制定する予定である。

以上